

## 知的障害行政の拡充を求める意見書

我が国では、身体障害者は身体障害者福祉法において、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてそれぞれ定義されている。しかし、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害又は知的障害者については定義されていない。現状では、自治体によって知的障害の程度区分に差があり、各判定機関におけるボーダーラインも異なっている。

また、障害者の手帳制度についても、身体障害者及び精神障害者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されているところである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、国際的な知的障害の定義並びに判定方法及び基準の在り方の検討を踏まえ、手帳制度を含む知的障害行政を、法律に基づく全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年3月15日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛て